

公開質問状

法学部に対し今年度のカリキュラムにおける以下の質問への明確な回答を求める。

<問題点>

- a) 開講科目の減少—平成 16 年度の開講予定科目は、法学部全体で約 100 科目（集中含む）にとどまる。平成 15 年度の開講科目の数約 130 科目（集中含む）に比べ大幅な減少となっている。
- b) 必修科目の開講—現時点において、法学部の必修科目である憲法一部が土曜日の 1～2 限のみ、また法律学科必修の民法二部が水曜日の 5 限のみの開講となっている。このような措置は、学生に対して著しい履修上の困難を生じさせる。加えて法律学科必修科目 7 科目のうち 3 科目が土曜日に集中しており、土曜日が休みでない有職者の学生に多大な不利益を与えることになる。
- c) 重要科目の開講—現時点において民法四部（相続法、家族法）という法学部における重要科目の開講が予定されていない。

<質問>

- 1, 法学部の教員の補充は十分か、非常勤講師の手配は万全か
- 2, 昼夜開講制にかなったカリキュラム編成になっているか
- 3, 土曜日に必修科目を集中させるようなカリキュラムになっている理由は何か
- 4, 追加開講の決まった科目（民法一部）に関しての周知徹底に努めているか
- 5, 開講が必要とされる科目に関して集中講義、追加開講等の対応措置を講じる意思はあるのか
- 6, 法科大学院の開設がカリキュラムに影響を与えているか

以上

法学部生有志